



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年6月14日(金) 第9706号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則(産業人材育成課)	2
告 示	
○電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路管理課)	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課)	3
○同	3
○道路位置の指定の取消し(建築課)	4
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(会計課)	4

■ 規則

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年六月十四日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第五号

群馬県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

群馬県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年群馬県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「雇用対策法」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に改める。

第三条第一項第一号中「第二十条」を「第二十二条」に改め、同項第四号中「第五条の六第一項各号」を「第十五条の七第一項各号」に改め、同項第八号及び第九号中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改め、同項第十四号中「第三条第二項」を「第二条第一項第五号」に、「同項」を「同号」に改め、同項第十五号中「同法第四条第一項第二号」を「同号」に改め、同条第二項中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

第五条第六項中「第四条第一項ただし書」を「前条第一項ただし書」に改める。
第七条ただし書中「雇用対策法施行規則」を「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則」に改める。

第八条第二項中「雇用保険法第四十条」を「同法第四十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第54号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和元年6月14日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間
主要地方道	高崎渋川線	高崎市大橋町65番の8地先から同市飯塚町742番の7地先までの上下線

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年6月14日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年5月29日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山脈
- 3 代表者の氏名 笹澤繁男
- 4 主たる事務所の所在地 北群馬郡吉岡町大字南下983番地2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者の社会復帰、適正な保健・福祉及び社会的理解の向上を目指し、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

令和元年6月14日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 令和元年6月4日

- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人旭会
- 3 代表者の氏名 遠山勝也
- 4 主たる事務所の所在地 利根郡みなかみ町下牧1128番地3
- 5 定款に記載された目的 この法人は、①グループホームに関する事業を行い、認知症の状態等にある老人等に対し、家庭的な環境の下で日常生活上の世話、介護及び機能訓練を行い自立した共同生活を営むことに寄与すると共に、②通所型介護サービス（デイサービス）に関する事業を行い、要支援又は要介護状態等になった利用者に対して、事業所の生活相談員、介護職員又は看護職員等が適正な介護サービスを提供することを目的とする。

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定を、次のとおり取り消した。

令和元年6月14日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定道路の種類	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日 指定取消し年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字下野田字八反田1609の一部、1608-1の一部、1608-3の一部、1634の一部	延長 30.00 幅員 6.00	群馬県指令建第1004号 昭和51年7月19日 令和元年5月8日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和元年6月14日

群馬県知事 大澤 正 明

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

- ア 液晶プロジェクタ 424台
- イ マグネットスクリーン 424台
- ウ プロジェクタ台 424台
- エ テレビモニタ 74台
- オ テレビ台 74台
- カ 実物投影装置 74台

(2) 調達物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和2年1月20日（月）

- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 内訳書の提出 入札説明書で指定する様式による内訳書の提出を要する。
- 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であり、資格者名簿において等級格付区分がAの者であること。
- なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和元年7月4日(木)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月18日(木)までに資格者名簿に登載され、かつ、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 県が指定する場所で行う検査の立ち会いに応じられる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計課契約調達係 担当 三谷智紀 電話027-226-3819(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム(<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)による。
- なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和元年6月14日(金)から同年7月18日(木)までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時 令和元年7月26日(金)午前11時00分
- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁13階131会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和元年7月25日(木)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「液晶プロジェクタ等の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書及び消費税及び地方消費税等に関する課税(免税)事業者届出書を令和元年7月18日(木)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、契約の締結に当たっては、議会の同意を得ることを要する。
- なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Masaaki Osawa, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Bidding details: Supply of products to be purchased will be bid on at 11:00 a.m. on July 26, 2019

Products to be purchased	Quantity
(i)LCD projector	424
(ii)Magnetic projection screen	424
(iii)Projector stand	424
(iv)TV monitor	74
(v)TV stand	74
(vi)Opaque projector	74

- (3) Delivery period: January 20, 2020
- (4) Contact point for the notice: Tomoki Mitani, Contract and Procurement Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, Tel 027-226-3819(Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111